

◎トレーナー招聘に係る経費の負担について (第1次改訂版) (素案)

令和6年1月8日

団員総会申し合わせ

トレーナー招聘に要する経費（以下「経費」という。）の負担については、次のとおり取り扱う。

1 経費の負担義務

- (1) 演奏会等の合奏練習に要する経費は、当該演奏会等に出演する団員が負担しなければならない。
- (2) 演奏会等の合奏練習以外の練習に要する経費は、当該練習に参加するパートに属する団員のうち当該演奏会等に出演する団員が負担しなければならない。
- (3) 演奏会等には出演しないが自らの希望により当該演奏会等の練習に参加する団員も、経費を負担しなければならない。
- (4) 演奏会等には出演しないが代理演奏のため練習に参加する団員は、経費の負担を要しない。
- (5) (1)、(2) 及び (3) における団員とは、経費の負担が団員総会で承認を受けた時点で在籍する（団員名簿に氏名が掲載されている）者及び経費の負担が団員総会で承認を受けた時点以降に入団した（団員名簿に氏名が掲載された）者のことをいう。

2 経費を負担する団員 1 人当たりの負担額

- (1) 経費を負担する団員 1 人当たりの負担額は、月額 500 円とする。
- (2) 団長は、(1) によりがたいときは、別に負担額を定めることができる。

3 負担する経費の納付方法等

- (1) 経費を負担する団員は、演奏会等ごとに 2 の各号に基づき 団長の指定する ~~月数分の負担~~ 額を団長の指定する期日までに、団長の指定する金融機関口座への振込み又は現金により一括して経費を納付する。
- (2) パートマネージャーは、各パートで現金で納付された経費をとりまとめ、納付した団員の氏名と併せてマネージャー（会計担当）に引き継ぐ。
- (3) マネージャー（会計担当）は、振込みによる納付及び各パートから引き継いだ納付を確認し、納付した団員の氏名と併せて整理する。
- (4) 納付の際に手数料を要するときは、納付を行う団員が負担する。

4 経費の返還

- (1) 納付された経費は、理由の如何を問わず返還しない。

5 経費の負担義務違反に対するペナルティ

- (1) 経費を負担すべき演奏会等の 1 週間前までに負担を納付しない団員は、当該演奏会等又は当該団員の次の乗り番の演奏会等への出演を禁止する。
- (2) 2 つ以上の演奏会等について連続して負担を納付しない団員は、当該違反を不適切行為と認定して除名（所定の手続を経て団員総会で決議）する。

6 その他

- (1) 団長は、演奏会等の間で収入した負担の流用を行うことができる。
- (2) 団長は、経費に余剰が生じたときは、役員会での協議を経て、楽団活動を行う上で団員の金銭的負担の軽減となる事項にそれを充てることができる。
- (3) 団長は、団員の負担額の合計が経費に対して不足するときは、役員会での協議を経て、予算の範囲内で不足分を補填することができる。
- (4) この申し合わせについて疑義が生じたときは、役員会で協議の上、対応する。